

平成29年 第12回  
教育委員会定例会会議録

平成29年12月12日（火）

港区教育委員会

日 時 平成29年12月12日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

## 日程第1 審議事項

- 1 議案第88号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第89号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 議案第90号 市街地再開発事業に伴う港区立麻布小学校敷地の取扱いについて
- 4 議案第91号 平成30年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 5 議案第92号 「港区文化財総合目録」への新規登録について

## 日程第2 教育長報告事項

- 1 教育史編さんスケジュールの変更について

- 2 平成30年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 3 生涯学習施設の管理運営の方向性について
- 4 スポーツ施設の管理運営の方向性について
- 5 図書館の管理運営の方向性について
- 6 平成30年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 7 後援名義等の11月使用承認について
- 8 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 9 生涯学習推進課の11月の各事業別利用状況について
- 10 図書館・郷土資料館の11月行事实績について
- 11 図書館の11月利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

なお本日、指導室長は所用のため遅れての出席となります。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

○小島委員 分かりました。

## 日程第1 審議事項

### 1 議案第88号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第88号「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第88号「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきます。資料は本日付資料ナンバー1の改正の案文、ナンバー1-2の新旧対照表、ナンバー1-3の概要と、それから最後に参考資料となっております。

それでは、資料の1-3をご覧ください。今回の規則改正は教育標準時間認定（一号認定）、いわゆる子ども・子育て支援新制度の支援制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園が徴収する利用者負担額を区立幼稚園の保育料と同等になるよう改正するものでございます。対象は私立幼稚園・認定こども園を利用する方となっております。港区内の私立幼稚園は新制度に移行しておりませんので、対象となっております。

項番1の改正理由でございます。区では子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園の利用者負担額については、これまで国基準と同額で設定をいたしまして、同じ一号認定の区立幼稚園との保育料の差額は区独自の補助金として支給することで、公私の均衡を図ってまいりました。平成27年の4月から新制度が開始いたしまして、開始当時に比べて隣接区等の新制度移行の幼稚園を利用している方が増加してきたことから、改めて新制度の仕組みを見直すことといたしました。

今回、当初より、私立幼稚園の利用者負担額を区立幼稚園と同額に改正することで、保護者が申請する補助金の手続の複雑さを解消し、保護者の負担軽減を図ることが可能となります。これまで

保護者は幼稚園を利用するための認定申請と、補助金を受給するための申請の2件の手続を区の方にしておりましてけれども、この複雑さを解消することにいたします。

項番2の改正する利用者負担額の内容でございます。左側が現行の国基準と同額の利用者負担額でございます。右側は平成30年から改定いたします区立幼稚園の保育料と同額の利用者負担額を定めてございます。C3、C4、C5階層は今回の区立幼稚園の保育料の改正と同様となっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。

では、参考資料をご覧くださいまして「新制度における私立幼稚園の基本的なしくみ」について、改めてご説明をさせていただきます。この新制度における「施設型給付費のしくみ」でございます。まず1番目は「公定価格」、「施設型給付費のしくみ」といたしましてお示しをさせていただいておりますけれども、まず(1)のところが「公定価格」です。幼稚園の規模、職員数、地域等を勘案いたしまして国の基準により算出されたもので、利用者負担額と施設型給付費を合わせたものとなります。

そのため、新制度に移行した幼稚園は算出された公定価格に基づいて利用者から利用者負担額を徴収し、区からは公定価格から利用者負担額を差し引いた施設型給付費の支給を受けて運営しております。

それでは、2の「費用の流れ」のところをご覧ください。一例といたしまして公定価格が1カ月1人当たり60,000円の幼稚園に通い、保護者の利用者負担額が前のページのC5階層、最高額8,000円の方を例としてご説明させていただきます。

左側が現行の流れでございます。これまでまず保護者は区に一号認定の幼稚園に入園するための認定申請と補助金の受給申請の2件を行っております。そして、保護者は幼稚園に国基準の利用者負担額25,700円、これが国としては最高額の上限になっておりますので、その25,700円を幼稚園に納入いたします。

区は保護者からの補助金申請に基づいて25,700円から区立幼稚園の保育料を差し引いた額、17,700円を保護者に給付する流れとなっております。区は当該の幼稚園に保護者の利用者負担額を差し引いた額、34,300円を施設型給付費として支給しておりますので、幼稚園はこの公定価格60,000円分を受け取るという形になっております。

右側は改正後になります。保護者は最初から区立幼稚園の保育料と同額の8,000円を幼稚園に納入することになりますので、保護者は補助金申請の手続が不要となります。区は8,000円の利用者負担額を差し引いた施設型給付費52,000円を幼稚園に支給いたしますので、幼稚園においては公定価格の60,000円には変わりがないという流れとなっております。

流れ図の下のところは、保護者と区との費用負担額、そして幼稚園の徴収額をお示しさせていただいております。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いいたします。

なかなか難しい内容になっていますが、確認です。区の方は、条例でC3の部分をC3、C4、C5に分けていますが、国の方もそうしたのですか。

○庶務課長 国は変わっていません。あくまでも区に合わせた形です。

○教育長 国は、今回は改正していない。この区分は改正していないということですか。

○庶務課長 区分は同じですね。

○教育長 資料1-2新旧対照表ですが、別表が現行のものしかついていないのですが。

○庶務課長 この別表につきましては今回区の保育料と同様の表になりますので、第2条のところで港区立幼稚園の保育料に関する条例別表に定める保育料の額とするということで、別表は外させていただきます。

○教育長 新旧対照表の中で、どこにその改正が出てくるのですか。

○庶務課長 5ページの「中略」の後を見ますと下の部分が現行になりますので、「(別表のとおり)」としておりますが、改正案では削除となり、記載をしておりませんので、そこで読み込んでいただく形となります。

○教育長 分かりました。

皆さん、いかがでしょうか。

○山内委員 1点確認ですが、このナンバー1-3の資料の下の現行と改正後の対応表なのですが、現行の方の階層の表記がA、B、C1、C1、C1、C2、C3となっています。C1、C2、C3、これに区立幼稚園では、新たにC4とC5が加わる中で、C1が細かくなっているところの考え方がもう少し詳しく分かりませんか。

○教育長 学務課長が答えられますか。

○学務課長 もともと国の階層は1本になっていますが、国の基準のC1を便宜的に三つに分けています。区の場合はより低所得者向けに細かい所得に応じた形で保育料を設定していますので、便宜上こういったC1を分割した書き方をしています。

○教育長 国の方のAからC3まで振っているのと、区がAからC5まで振っているのは意味が同じではないのですよね。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○教育長 階層の中の生活保護世帯とかそこで読んでもらえば混乱がなくなるかと思えます。今回は区でいうもともとのC3の10,000円を超えている部分を3区分にしたということですか。

○学務課長 そうです、おっしゃるとおりでございます。

○教育長 表記がかえって混乱させていますね。A、Bは同じなのだけど、下のCの部分が違うから、意味合いが分からなくなる。

○学務課長 区立幼稚園は現行C3までしかないのですが、それを今回C3を3分割したので、C5までつくったということです。

○教育長 よろしいですか。

では、小島委員。

○小島委員 この議案は該当する私立幼稚園なり認定こども園の保護者が、手続をすることの煩雑

さを解消するために簡素化したのだということですよね。だから補助額は変わらないということではないのですよね。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます、幼稚園に支給される額については特に変更はございません。

○小島委員 基礎的な部分なのですが、ここで言う「子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園」とあるのですけれども、「確認を受けた」というのはどういう意味なのですか。

○庶務課長 子ども・子育て支援法に則り運営しているとして区市町村から確認を受けた幼稚園であるということで、その新制度の私立幼稚園に行かれる方については、保護者から区の方に「この幼稚園に通います」という認定の申請をしていただきます。

○小島委員 認定の申請というのは区がその保護者を認定するのですか。

○庶務課長 幼稚園の方は子ども・子育て支援法による確認を受けており、その幼稚園に通う子とこの認定を区がいたしました上で補助金を申請することになっております。

○小島委員 そうすると各幼稚園によって公定価格は先程言った色々な条件によって、違うわけですか。

○庶務課長 この公定価格は、その幼稚園の規模、それから職員数であるとか地域的なものも勘案して国が基準を定めていますので、それを国がまず定めるので、園によって公定価格は異なります。

○小島委員 そうすると国が基準を定めて、具体的に各園の公定価格はいくらだと認定するのは誰がするのですか。

○庶務課長 区で国の基準によって算出をするので、区で公定価格を決定することになります。

○小島委員 子どもが区外の私立幼稚園に行っているということで、区外の幼稚園の算定も区が行うことになりますか。

○庶務課長 そうですね、区の方から園の情報を取り寄せまして国の基準に合わせて算出をいたします。

○小島委員 分かりました。なかなか大変ですね。区外の私立幼稚園の公定価格を認定するのは、

区内の私立幼稚園が1園も移行していないという理由は何でしたか。

○庶務課長 区内の幼稚園につきましては、その独自の教育方法、教育方針等がございますので、この認定制度ではなく、幼稚園独自で保育料を保護者から徴収し運営をするということで進めておりますので、今回の制度の移行には加わっておりません。

○小島委員 毎年補助金の問題が出ますね。私立幼稚園がすべてそこに移行してしまえば、それはなくなるのですか。

○庶務課長 今回のように、新制度に移行した幼稚園に通っておりましても、区独自の補助金を出して、公私の均衡を図ることにしておりますので。均衡をどう図っていくかという形になるかと思えます。

○小島委員 国が基準を決めて、保護者負担の軽減図って、区もさらに私立幼稚園の助成を図ると

いうことでいいですか。

○庶務課長 現状ではあくまでも公私の格差を是正するという観点で幼稚園の支援を行なっておりますので、その考え方が今のところ続いている限りは補助金制度というものは続くかと思っております。

○小島委員 いずれにしても、この議案は保護者の手続の煩瑣を解消するというだけで、中身的には別に金額的に変わったわけではないということですね。

○庶務課長 そうですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今のを伺っていて分からなかったのですが、例えば私立幼稚園がこれ以外に利用者からさらに徴収をしたいような場合は、これの対象にならないということでもいいですか。

○庶務課長 私立幼稚園についてはやはり色々な教材費等々がございますので、これ以外にも徴収をすることは可能となっております。上乘せ徴収という形で徴収は行っております。

○教育長 さらに確認なのですか、そうするとこの一号認定に該当する港区外の私立幼稚園、あるいは区外の認定こども園に通っている人たちは以前からこのC4・C5階層というのはあったということですか。

○庶務課長 区民所得税割額の税額77,101円を超えてというところでは、これまでも対象者はおりました。

○教育長 そうではなくて、C4・C5という新たな区分を設けていたということですか。

○庶務課長 C4・C5はこれまでの、C3の階層の中に入っております、当年度分211,200円を超える世帯として今までC3として扱っておりました。

○教育長 私立幼稚園の今回の改正を考えた場合、A、B、C1、C2、C3までだったのではないですか。C3というのは10,000円を超える世帯ですよ。

それを区立幼稚園の場合は今回の条例改正で、C4・C5ということでC3の部分10,000円を超えるというのを細分化したわけですが、それがこの一号認定の人たちには以前からあったということですか。

○庶務課長 ありました。

○教育長 ということは、この一号認定の人たちは条例改正前からあって、区立幼稚園の子どもについてはその後にこのC4・C5を設けたということですか。

○学務課長 国のもともとの基準の表はC3までしかなくて、今回新たにC3のところの区分を所得に応じて階層をC5まで分けたということです。

国の基準で言うと今までの階層表は77,100円以下の世帯として14,100円で、次の階層としては211,200円以下の世帯、それから211,201円以上の世帯ということで国の基準はなっていますので、それに合わせて行われていたということです。

○教育長 区立幼稚園の子どもは上限6,200円だったのだけど、一号認定の子ども、今回ここを出ている子どもたちは上限8,000円だったということですか。

○庶務課長 いえ、実質的には6,200円です。



○教育長 何で質問したのかというと、小島委員の先程の「今回の改正は、この本来25,700円でやっていた部分を8,000円にするという改正ですよ」という確認に対して、そうなんですの回答だったのですが、そもそも77,101円を超える、あるいは211,201円を超えるということで上限を8,000円にしたという内容が今回の改正にありますよね。

○庶務課長 すみません、今回この区立幼稚園の保育料に合わせる、同額にするということで、この保護者の手続等の負担を軽減するという形になります。そして、この25,700円というのは国の基準で定める上限額が25,700円となっていましたので、今回区立幼稚園が保育料を増額いたしまして8,000円としたことで、この今回の規則改正においては、区立幼稚園の保育料に同額として定めると変更いたしましたので、この8,000円がC5階層として一番最高階層となっているという。

○教育長 だから上限を6,200円から8,000円にした。今までのやり方だと14,100円を25,700円にしたということがまず改正内容の一つなのではないですか。

○庶務課長 そうですね、C階層のところを。

○教育長 上限を上げたのですよね。

○庶務課長 差額は差額として、今までもこの25,700円から区立の保育料を合わせた金額を差し引いて、お支払いをしていましたので。

○教育長 今までは、C5に相当する区民税所得割課税額が211,201円以上の人は事実上いくらか負担していたのですか。

○庶務課長 6,200円です。

○教育長 それが今回8,000円になるのですよね。

○庶務課長 そうですね、最高額が。

○教育長 子どもを幼稚園に通わせている保護者については、実負担としては6,200円から8,000円に上がるのですよね。

○庶務課長 最高階層であれば。

○教育長 それが一つであり、もう一つはやり方を変えて区から保護者に17,700円を払って、それにプラス自分の実負担額を合わせて幼稚園に払っていたものを、実際に負担する額だけ払えばいいことにしたのですよね。改正内容が二つあるということですね。

○庶務課長 申し訳ありません。

○小島委員 今ので分かりました。

○庶務課長 では、改めまして、今回の改正につきましては保護者の負担額の改正と、それとあわせて保護者の手続の負担を軽減するということの2点となります。

○山内委員 そういう意味で、次が区立幼稚園の保育料のところの区分の話も出てきて、非常に混乱しますので、今のナンバー1の参考資料の現行のところを、利用者負担額の隣にもう2行加えて、補助金額があって、そしてもう一つ実質負担額というのが入っていると分かりやすいと思います。

○小島委員 そうですね、そういうことですね。

○庶務課長 分かりました。

○教育長 実質負担額が補助金を含むのと含まないがあるので、分からなくなりますね。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第88号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案88号については原案どおり可決することと決定いたしました。

## 2 議案第89号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第89号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案資料のナンバー2-3からご覧いただきたいと思います。「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。「審議内容」につきましては囲みの部分です。平成30年度から区立幼稚園の保育料と子育てサポート保育料を改定するために、港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正につきまして、去る12月5日に区民文教常任委員会へ議案として提出し、審議の上了承されました。本日は規則の改正につきまして議案として提出し、ご審議いただくものでございます。

おめくりいただきまして参考資料の表をご覧いただきたいと思います。左が現行の階層区分の表です。一番下のC3階層では市区町村住民税の所得割課税額が10,000円を超える世帯は全て月額6,200円となっております。一方、右側の改正案の方ではC3のところを所得に応じて3段階に分けてC3、C4、C5としまして、それぞれ月額6,200円、7,100円、8,000円としてございます。

規則の改正箇所2カ所ございます。資料2-2をご覧ください。新旧対照表でございます。保育料算定の基礎となります課税状況等を証明する書類が指定される期日までに提出されない場合、または市区町村住民税の税額が確定できない場合につきましては、最高階層である「C5階層が適用される保育料の額とする」という形にいたします。

2点目ですけれども、1枚めくっていただきまして様式がございまして、保育料算定調書の様式の一番下から2行目のところすけれども、第1子・第2子の後に階層がございまして、この部分に「C4・C5」というのを追加してございます。裏面についても同様です。

資料2-3にお戻りいただけますでしょうか。施行期日につきましては平成30年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見お願いしたいと思います。

これは、指定する期日までに書類が提出されない、あるいは税額が確認できない場合はC5階層にするという例外的な場合ですよ。

○学務課長 今のおっしゃったとおりでございます。例としては年に2、3件ということですよ。

○教育長 仮に後で分かった場合はどうするのですか。年度途中で確認できた場合のようなケースですが。

○学務課長 確認できた場合については、年度途中での保育料の改定はやりません。ずっとそのままで行きます。

○教育長 本人の負担額が変わるのではないですか。

○学務課長 申し訳ございません、4月に遡及して改定します。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第89号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第89号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 3 議案第90号 市街地再開発事業に伴う港区立麻布小学校敷地の取扱いについて

○教育長 次に、議案第90号「市街地再開発事業に伴う港区立麻布小学校敷地の取扱いについて」説明をお願いします。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第90号「市街地再開発事業に伴う港区立麻布小学校敷地の取扱いについて」ご説明をさせていただきます。委員会資料はナンバー3になります。資料構成としてはA4、1から3ページと、別紙については1から4を添付してございます。

「審議内容」についてですが、麻布小学校の敷地の一部、こちら凹凸の部分ですが、虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業による権利変換により、同面積で小学校敷地北側につけかえを行います。都市再開発法第7条の12に基づく都市再開発組合設立発起人、こちらの再開発準備組合から公共施設管理者の同意、こちら12月5日付で依頼がありましたので、これに関して同意をいたします。

まず1番「港区立麻布小学校の概要について」ですが、所在地の概要及び施設の概要については、こちら記載のとおりとなっております。なお別紙に対象地、こちら赤枠で書かれている凸部分と、さらに2ページには周りの写真を掲載してございますのでご覧いただきたいと思います。

続いて2番の「対象敷地の検討経緯」になります。まず虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業として、こちらのまちづくりの経緯について、軽くご説明させていただきたいと思います。それでは別紙2をご覧いただきたいと思います。

左上なのですが「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業の概要」として「計画地の位置・地区の概況」についてです。右側の地図をあわせてご覧いただきたいと思います。こちら右側の地図の茶色い枠のところ、こちらに「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」を平成24年12月に区で策定しております。こちらはこの区域の中の上位計画というか、まちづくりのガイドラインを示すものとなっております。面積的には約75ヘクタールの面積となります。今回の再開

発事業に関してはこちらの区域の中のちょうど南側、赤もしくは青で塗られているところ、こちらが今回対象ということになってございます。

右側をご覧くださいと思います。右側の配置図です。今回の麻布小学校の部分が赤枠で囲まれておりまして、対象地が赤枠の北のちょっと凹凸の出ているところの部分になります。ちょうどその凹凸部分に茶色い「地区内車路」というのと重なっていると思います。ちょうど麻布小学校の北側には下の凡例にも示しているように「地区内車路」が計画されておりまして、ちょうど右側の桜田通りから入りまして、中央の広場1号からこちら地下に潜って麻布小学校の後ろから上がってくと。現在麻布小学校に行く行き合い坂がちょうど段差があるのですが、今回の開発により段差がフラットな形の計画となっております。そのほかピンクで塗られているところ「地区幹線道路1号」と言うのですが、そちらのカーブのところを、外務省の土地になるのですが一部道路整備を行います。南側の外苑東通り、こちらに関しては都市計画道路でまだ未整備ということもありまして、外務省の土地も入れて道路の拡幅をするといった計画となっております。

下の断面図をご覧くださいと思います。こちらは、都市再生への貢献項目というものがあリまして、こちらのまちづくりのコンセプトの一つとして、外国人にとっての暮らしやすい生活環境の整備というものが上げられております。中央のA街区なのですがこちらは高さ330メートルと、下の方なのですが「インターナショナルスクール・他言語対応子育て支援施設」の整備を行います。左側のB1街区・B2街区とあるのですが、B1街区に関しては約270メートル、こちら大抵が住宅で、下の方に「生活支援施設」ということで、保育園を整備する予定です。B2街区に関しては高さ240メートルと、住宅と「生活支援施設」医療施設の方を整備する予定となっております。全部でこの開発の中で住宅は約1,300戸を計画する予定で、インターナショナルスクールはあるのですが一応これによる麻布小学校への児童数の増加に関しては、開発側では42名ではないかといった試算を出してございます。

続いて、2ページにお戻りください。(2)(3)の「土地の付替えの必要性」と「対象敷地の付替えの実施手法」についてですが、こちら別紙3にてご説明をさせていただきたいと思います。別紙3をご覧ください。

別紙3のまず右側の「権利変換前」といったところですが、こちら対象部分を示してございます。赤枠の方が現況の敷地境界線で、ピンクで塗られているところは現在麻布小学校とレベルがプラスマイナスそろっておりまして、今駐車スペース・倉庫などで使っております。濃く塗ってあるところ、こちらに関しては麻布小学校のグラウンドレベルからマイナス4.5メートル下がった位置となっております。さらにその下に公園があるのですが、そちらはマイナス6.5下がっている状況と。そういった中で対象地域172.35平米あるのですが、実質有効に活用できる場所は90平米となっております。

そして、下側の「権利変換後」なのですが、この凹凸部分に関して下の青く塗られているところにつけかえを行います。場所によってなのですが幅が1.4から2メートル、延長で言うと約97メートルのつけかえを行います。つけかえることによりまして172.36平米、こちらが全て有効に使えるということ。また、つけかえに伴いまして、地域貢献策として老朽化している擁壁、

こちらの改修を行います。また花壇、登り棒、防風ネットの移設と、あと温室小屋の移設等、こちらは学校優遇等で当たる場所でございます。ほか設置してからもう10年たつ人工芝について、こちらの張りかえの方も地域貢献として要望していく予定です。これについての区としての費用負担というのはゼロになっております。

このほか土地のつけかえだけでなく比較検討として、権利床という床をとる方式と、あと金銭にかえる方式、あとは公園とかほかの公共施設に教育施設をあげるという、そういう手法も色々あるのですが、最終的には教育財産を失うことなく使い勝手がさらによくなるということで、今回のつけかえという形を選択しております。

左側なのですが、土地のつけかえに関しては今回、都市再開発法の中で全て処理を行います。都市再開発法の中では麻布小学校は公立、公共施設として取り扱われております。こちら都市再開発法の第2条に公共施設とあるのですが、道路・公園とその他政令で書いてありまして、その政令の中に公立学校のうち小学校、こちらが公共施設ですとうたっております。

公共施設の土地の帰属として、まず権利変換計画というものを立てます。権利変換計画というのは道路・公園や公共施設の新たな設置場所や面積、その権利変換計画を立てまして、従前の公共施設にかえて設置される新たな公共施設の用に供される土地と。従前の公共施設というのは右側で言う赤い部分と、新たな公共施設というのが下の部分で言う青い部分。こちらに供される土地は従前の公共施設の用に供される土地の所有者、教育委員会に帰属するよう定めております。

また権利変換においては権利変換計画に定めるところに従って、新たに所有者となるべき者に帰属することも定めており、今回は地方自治法上の財産処分というものではなく、道路とか公園などまちづくりの中ではよく行うのですが、それと同等の都市再開発法の公共施設管理者の同意をもって行う、都市再開発法の手続によって全て処理されるというものになります。

ではここで3ページにお戻りいただきたいと思っております。3番になります。「公共施設管理者の同意」としてこちら抜粋になるのですが、別紙4のとおり、再開発組合設立発起人から教育委員会に対して、12月5日付で対象敷地のつけかえについて同意依頼が提出されております。同意に際してなのですが、既存の擁壁など再整備が必要となるということもありますので、別途十分協議するという条件を付して同意の方をいたしたいと思っております。

最後に4番「今後のスケジュール」になります。ご決定いただいた後、再開発組合設立発起人へ回答の方を行います。組合側では再開発の組合設立認可・施工認可を東京都に出すといった動きとなります。平成30年度に全体の工事が着工し、対象部分に関しては31年から34年の中で今後詳細を決めていきます。最終的には34年度全体工事竣工といった流れで、今のところ予定しております。

説明は以上になります。ご審議の上ご決定をくださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見お願いいたします。

○小島委員 再開発によって現在、言ってみれば余り利用価値のない北側に突出している部分と同面積で校庭が増えると。プラスが色々、擁壁だの修理や人工芝などとあり、それはこれからということですが、結構づくめの条件でいいのかなと思います。大変有利な形でやっていただいております

が、色々まだこちらから要求するような項目はないのですか。

○**学校施設整備担当課長** 大まかには今見たような内容になるのですが、あとは学校の先生と色々細かいところは今後協議しましょうと。また基本設計・実施設計段階は十分協議して、教育委員会の承認をとってくださいということを条件として相手方に返しますので、まだ多少の余地があると考えます。

○**小島委員** 学校の子供たちが使用する校庭なので日影関係はどうなるのでしょうか。高い建物が3棟できるということで。

○**学校施設整備担当課長** まず影の影響があるのは別紙2のA街区という建物、こちらが330メートルありますので、ちょうど麻布から見ると東のやや南側といいますか、ちょうど日が上るとき、今回日影図というのを落としているのですが、8時9時台にちょっと影響が出てくるといったところになります。

○**小島委員** 周りが非常にきれいになって、交通も便利になっていいことづくめですね。

○**教育長** 学校の交通安全対策についてはいかがですか。

○**学校施設整備担当課長** ガードマンを立たせます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** この議題については特に異論、問題はないですが、再開発に関する部分で先程、開発業者からは麻布小学校の生徒数が大体42人増えるという試算がありましたという話もありましたけれども、芝浦のところもそうですけれども、再開発をやると、かなり生徒数が増えて対応が色々大変になりがちです。前からその見込みをきちんと持って対応しておくということも必要だと思いますが、例えば42人という試算は適切だという評価をしてよいものなのか、開発業者としてはきっと大体こういうのは過少に見積もるものではないかと思えますけれども、その点はいかがですか。

○**学校施設整備担当課長** 34年に竣工するというので、35年に上がるのが42名プラスといった見解を開発側は出しているのですが、区の推計に照らし合わせるとちょうど同じような34年から35年は44名。場所而言えば麻布地区というインターナショナルスクールもできますので、そちらの人の流れとか全て加味した形で出していて、区の推計の方もちょうど人口推計が31年までは実際の戸数を組み込んでますが、31年以降というのは過去の実績しか組み込んでないので、この1,300がそのまま入っているとは限らない。推計は毎年見直しますので、見直すごとにここは注視していくとともに、教室改修も進めていくということを考えています。

ただ麻布小学校は現在9教室ということでまだ教室の中の余裕はありますので、そのところは対応はできるのではないかと見込んでおります。

○**小島委員** 何世帯ぐらい入ると言いましたか。

○**学校施設整備担当課長** 1,300世帯です。

○**教育長** 1,300世帯で影響があるのは42人なのですね。

ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** 別紙3の上の図面なのですが、上の図面と下の図面、両方なのですが、右側の東側に赤い線も青い線も入っていないのはなぜなのですか。この一番右が切れてしまっています。別紙3

の上の図面と下の図面、いずれも右側のところが青い線も赤い線も、この道が切れたところが入っていないのは、入れておいた方が良くはないですか。

○学校施設整備担当課長 スケールの問題でちょっと表示できなかったということもありますが、最終的には全部つながり、擁壁沿いに関しては同じような取り扱いになります。

○小島委員 分かり切ったことなのですが、右側にこの線が入ってないと図面としてはおかしいと思うので。

○学校施設整備担当課長 分かりました。図面は全部入るような形で、縮尺するなりを考えます。

○小島委員 それから、この後、同意書を市街地再開発組合ではなくてまだ市街地開発設立発起人と交わすということになっているのですけれども、再開発組合というのはもうぎりぎりまでできないものなのですか。もう既にできているのではないかと思ったのですが。

○学校施設整備担当課長 まず現在の段階、組合設立前の準備組合という形ができています。ただ組合設立には公共管理者の同意等が必要になりますので。

○小島委員 逆にこちらの同意が先ということですか。

○学校施設整備担当課長 ある程度都市計画決定して煮詰まった後の申請という形で、それで組合が設立されて動き出すといった形です。

○小島委員 分かりました。発起人というから何でまだ発起人なのかと。

○教育長 別紙3の公共施設の土地の帰属のところの「よって」という最後の3行なのですが、権利変換により「教育財産に権利を変換することとなり」と書いてあります。先程、金銭的な対応もあると言っていましたが、仮に金銭的な対応をした場合は、どういう形になり、その金銭はどこに入るのですか。

○学校施設整備担当課長 金銭的な交換の場合は再開発の中での処理でなくて、地方自治法での処理になります。そうなるとそのお金は区の方に算入されます。

○教育長 要するに現物だと、今回のように再開発法に基づいてこのような処理がされ、金銭処理だと自治法でということですね。

○学校施設整備担当課長 自治法の財産の売り払いに該当すると思います。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第90号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第90号については原案どおり可決することに決定いたしました。

#### 4 議案第91号 平成30年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○教育長 次に、議案第91号「平成30年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館

の臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第91号「平成30年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」ご説明させていただきます。資料は本日付議案資料ナンバー4になります。審議いただく内容といたしましては、港区立生涯学習センター条例第4条及び港区立生涯学習館条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館させていただきます。

項番1「臨時休館日」でございます。港区立生涯学習センターにつきましては、平成30年4月16日月曜日のほか9回臨時休館日とさせていただきます。また(2)の港区立青山生涯学習館につきましては、平成30年6月11日の月曜日ほか3回を臨時休館日とさせていただきます。

理由といたしましては、設備保守点検、定期清掃及びピアノの調律がございますため休館とさせていただきます。

告示日は平成29年12月19日火曜日を予定しております。

最後に利用者への周知方法につきましては、「広報みなと」「ひろば」「キスポーツ」「生涯学習施設ホームページ」に掲載するほか、生涯学習施設内でのお知らせやみなとコールによる案内を予定してございます。

簡単ですが、説明は以上となります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見をお願いします。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第91号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第91号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 5 議案第92号 「港区文化財総合目録」への新規登録について

○教育長 次に、議案第92号『港区文化財総合目録』への新規登録について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、本日付教育委員会議案資料ナンバー5をご覧ください。『港区文化財総合目録』への新規登録について」でございます。1枚おめくりいただきまして「審議内容」をご覧ください。本日は、港区文化財保護条例に基づきまして、新橋親柱につきまして「港区文化財総合目録」に登録をするという内容になってございます。

内容でございますが1番をご覧ください。新橋親柱で、種別は有形文化財・歴史資料でございます。員数が1点、所有者は国土交通省になってございます。

所在の場所ですが、次のページをご覧ください。別紙1でございます。こちらの中段に地図をつけてございますが、こちらの赤い点を打っている箇所が所在の場所となっております。こちらの親柱はかつて新橋と銀座の間を流れていた汐留川、こちらの緑色の線がありますけれども、これが手がかりになってございますが、この部分に汐留川がかつて流れておりまして、その



部分に橋がかけられていたという状況になってございます。江戸時代にかけられた橋でございまして、昭和38年に川の流れとともになくなってございまして、現存するのは大正14年につくられた新橋親柱で、今のところの一つだけ残っているというような貴重なものにもなっております。

1枚お戻りいただきまして「今後について」でございまして、本日議決をいただきました後は、国土交通省の同意を得まして、登録及び告示を行うという運びになっております。

「その他」でございまして、当該文化財につきましては文化財保護審議会から登録にふさわしいという助言を受けております。

説明は以上となります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問ご意見をお願いします。

○小島委員 新橋親柱と言うのですが、親柱というのは何なのですか。

○図書・文化財課長 親柱といいますのは、橋のたもとのところに1本ついている、両側で4本ついているものでございまして、一番大事なところということになります。

○小島委員 なるほど。これは1本だけあるわけですか。

○図書・文化財課長 港区は現在の場所に1本だけ残っているという状況でございまして。

○小島委員 一番後ろの別紙に「有形文化財」と書いてあるのですが、この「港区文化財総合目録」の中に有形文化財という項目があって、そこに登録するという意味でしょうか。

○図書・文化財課長 有形と無形がございまして、その有形文化財の中の歴史資料ということになってございます。本来であれば建物が残っていたり橋全体が残っておれば建造物として、この前の大門なんかは建造物として登録しますけれども、この場合は遺構として1本の柱しか残っておりませんので、遺構という取り扱いにしてございまして、今回は歴史資料に登録をさせていただいております。これはなぜかといいますと、新橋という地名を残す由来となったものですので、それを残しているもの、それを後世に伝えるものということで、歴史資料という形で今回は記載をさせていただいております。

○小島委員 そういう項目なのですね。総合目録の中に多分色々項目があるわけですね。そのどのような項目にこれが入るのが分からなかったのです。

○図書・文化財課長 有形文化財と無形文化財がありまして、その中で歴史資料であったり建造物であったりということで分かれてございまして、そのうちの一つの歴史資料でございまして。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

確認ですけど、大門が文化財に指定されましたが、そうすると自動的にこの総合目録に登録されるのですか。

○図書・文化財課長 先日の大門の方はその前年度にまず「港区文化財総合目録」へ登録をされて、その後指定に向けて研究を進めており、それが指定にふさわしいものかどうかということが見えてきた段階で、今度は教育委員会でご審議をいただいた上で、文化財保護審議会に諮問をしようということになって、諮問した後に答申が返ってきて、答申を受けて、教育委員会として指定した方がいいのかどうかというご審議をいただいた上で、先日はご決定をいただいたものとなっております。

ります。

○**教育長** そうすると、文化財総合目録に登録されるというのは指定文化財の前の段階ということですね。

○**図書・文化財課長** こちらは指定文化財にする前段であったり、全てがなるわけではないですけども、まずはここが関門として一つあるとご理解いただければと思います。

○**教育長** この所有者は国ですが、国から港区の総合目録に登録してくださいという要請があつてこの手続きになったのですか。

○**図書・文化財課長** 持ち主は国土交通省でございますが、今回は地域の方々から、こういった新橋という地名が残ったものが遺構としてあるので、そういったものを大切にしてくれないかというお声が上がったことで、国土交通省とも協議を重ねた結果、このような形になったとご認識いただければと思います。

○**教育長** 教育委員会が主体的に、どんどん登録していくわけではないのですよね。

○**図書・文化財課長** その通りです。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第92号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**教育長** ご異議がないようですので、議案第92号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 日程第2 教育長報告事項

### 1 教育史編さんスケジュールの変更について

○**教育長** 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。「教育史編さんスケジュールの変更について」説明をお願いします。

○**庶務課長** 教育史編さんスケジュールについてご報告をさせていただきます。

去る11月17日に第3回の教育史編さん委員会を開催いたしまして、教育史編さんにおけるスケジュールの見直しを行いましたので、ご報告をさせていただくものでございます。概要でございますけれども、まず資料ナンバー1でございます。

項番の2「見直し内容」でございます。編さん期間を平成28年度から平成31年度と当初定めておりましたけれど、変更後は平成28年度から平成34年度、刊行予定につきましては32年3月を予定しておりましたが、少し分散をいたしまして、平成32年3月に予定するものから平成35年3月予定の「くらしと教育編」まで、分散しての刊行とさせていただきます。

具体的には別紙をご覧ください。

今回の編さんに当たりましては、この29年の4月から監修者で構成いたします資料調査部会を通じて、区立小学校を中心に膨大な資料の収集に当たっております。その資料が想定以上に膨大であったこと、それから今後の教育史編さんにおいて貴重な資料が多数あったということ、さらに、

その資料からその他の施設に関連するものが存在するということが判明いたしました。その上で今後資料の分析をしていながら、さらに関係者への聞き取り調査も行うことで正確な編さんへの資料の読み取りを行うということから、その期間に対して、当初予定していた期間では不十分というご意見がありましたので、今回スケジュールを見直すことといたしました。調査部会におきましては今回改めて「新港区教育史 暮らしと教育編」の編さんも行っておきまして、この点につきましては区民の視点から見た教育のテーマということで、さまざまな産業の部分や保健の部分テーマといたしまして掘り起こしていくことから、今回総合的なスケジュール調整を図りました。

教育史の編さん基本方針においても資料の収集と検証の重要性を挙げておりますので、この部分も勘案いたしまして、今回のスケジュールにつきましては、まず3年間延長させていただきまして、資料分析に2年間、そして執筆期間はその期間と重ならず2年間を要するということが一般的という意見もあることから、調整を行ったものでございます。3年間の延長によりまして、当初刊行予定でした31年度には、資料の調査・収集過程で選定された写真等を使用して視覚的に見せる資料の「普及版」を制作して、まずWEB版で公開することといたします。

では1枚おめくりいただきまして、A3判の全体スケジュールとなっております。上段の部分が変更前のスケジュールとなっております、下の部分が変更後、34年度末までをお示しさせていただいたものでございます。

内容は、まず「通史編」といたしましてこれまで旧教育史の中で序章から第6章がございまして、その中をさらに検証いたしまして一部変更する部分、それから書き加える、追記する部分がございますので、解題の執筆としての期間を定めております。

2番目の序章の第5節につきましては、こちらは新規の執筆となります。序章の部分につきましても今回改めて新しく出す中で新規執筆をいたしまして、第5節として刊行いたします。

第7章につきましては、現在この旧教育史が昭和61年度頃までを詳述させていただいておりますが、それ以降の部分につきましては記載をするものでございまして、第7章という形で平成の部分、特に20年間の部分になるかと思っております。

次に「資料編」でございますけれども、こちらについてはWEBの刊行も含めまして行います。

(3)の「暮らしと教育編」が今回の教育史の目玉となるというところがございますけれども、家庭教育、それから産業の部分も含めた色々なトピック的なものを、教育と暮らしとあわせて執筆をしていただくものでございまして、こちらについては34年度末、35年の3月に刊行ということになります。

「資料でみる普及版」につきましては、先程申し上げましたように視覚的に訴えるということで、写真や絵を多くしたものでWEB版での発行、公開ということになりますので、こちらは刊行物としてではなくWEB版での公開をさせていただく予定でございます。

続きましておめくりいただきまして、編さんの基本方針の変更前・変更後をお示しさせていただいております。編さん期間、それから公開・刊行の年月日、成果物について変更をさせていただいているものでございます。

その裏面でございますけれども、教育史の構成として成果物となるものをお示しさせていただいて

おります。今スケジュールの中でお示しさせていただいたものがこちらに記載をしております。

最後に教育史編さん委員会の名簿をおつけさせていただいております。編さん委員会におきましては、当初学識経験者として全体監修を行っていただきました土方先生が急逝いたしましたので、新たに小国先生に全体監修をしていただきながら、新たに浅井先生にこの編さん委員会に加わっていただきまして、地域の方、それから幼・小・中で、代表の校長・園長に入らせていただいております。

一番最後の裏面が監修者の名簿となっております。それぞれ分野ごとに監修の方に代表になっていただきまして、執筆等の支援、確認等を行っていただきながら、編さんを行っていくものでございます。

大変雑駁ですが、説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

別紙のところの下理由のところですが、2行目は「29年度から31年度までのスケジュール」ではなくて「28年度から」ではないですか。

○小島委員 1ページ目は「28年度から」と書いてありますね。

○庶務課長 資料収集等、行動し始めたのが29年なのですけれども、事業を始めたのは28年度ですので、修正させていただきます。

○教育長 上の経緯が「29年度から」、実際はそうなのかもしれないですが、会議体が動き出したのは28年度、実際の作業としての調査部会が調査・収集を始めたのは29年度ということでしょうか。

○庶務課長 28年度に事業を立ち上げまして編さん委員会を開催し、29年の4月になりましてからですので、29年度から実際に調査部会等が作業に当たっているということです。

○教育長 分かりました。

それから、別紙とその後ろについているスケジュールとの関係で、この理由のところの一般的な意見として、「資料収集・調査期間は2年、執筆期間はその期間と重ならず2年間」と言われているとなっています。それを受けて今回「調整が必要になりました」ということですよ。スケジュール表では、一般的に言われている資料収集・調査期間2年、執筆期間2年というのがどこに当たるのが整合がとれておらず、収集の期間とか執筆が入り混じってしまっています。

○庶務課長 スケジュールの管理については、収集の部分が既にこの29年度から始まっておりまして、収集・分析を含めて2年間というところでございます。その後、ちょっと並行する部分もあるかと思いますが、執筆も進めていくという形になると思います。

○教育長 うまく整合がとればいいのですが、1年で終わってしまったりするとまずいのではないですか。

○庶務課長 それはないと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、ただいまの報告は以上とさせていただきます。

## 2 平成30年度港区立幼稚園園児募集結果について

○教育長 次に、「平成30年度港区立幼稚園園児募集結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成30年度港区立幼稚園園児募集結果について」報告させていただきます。資料ナンバーの2をご覧ください。

平成30年度の園児募集につきましては、当初受付として11月21日から24日まで申し込みを受け付けております。結果につきましては、表の真ん中に当初受付欄がありますけれども、この網かけ部分が、応募が定員を超えて抽せんとなった幼稚園でございます。なお、下の欄外のところで触れているのですけれども、真ん中より少し下のところですが、麻布幼稚園の4歳児は募集定員は5名でしたが双子が1組おりまして、その1組を受け入れるために、応募人数は6名でしたが抽せんは行いませんでした。

3歳児につきましては、当初受付では8園が抽せんとなっております。これらの園につきましては12月5日に1回目の抽せんを実施しております。

その後、定員を下回った園、3歳児ですと青南とにじのはし幼稚園の2園ですが、12月7日に再度追加受付を行いまして、応募が定員を超えたのが青南幼稚園です。追加受付のところを縦に見ていただきまして、この受付で、昨日、12月11日に2回目の抽せんを実施しました結果、青南幼稚園で補欠登録者が3名となりました。

なお4歳児につきましては、当初受付・追加受付とも抽せんになった園はございません。また5歳児につきましては、上から6番目の港南幼稚園が募集定員の拡大を行いまして2名の応募がございました。なお、この表には載せておりませんが、他の園の5歳児につきましては十分定員に余裕がありますので、今回の一斉募集ではなくて今後随時募集をさせていただきます。

表の一番下ですが、年齢別の内訳でございます。3歳児は、左の募集定員363名に対しまして当初受付及び追加受付を合わせました応募人数が438名で、応募倍率にしますと1.2倍。昨年は、3歳児が341名の募集定員に対しまして398名の応募がありました。応募倍率にしますと1.17倍ですので、昨年と比較しますと多少倍率は上がったこととなります。全体の応募人数が昨年は535名、今回は510名と減少しているのですけれども、3歳児の応募人数は398名から438名と増加してございます。

抽選に漏れた補欠登録者につきましては全て連番で補欠番号をつけさせていただいておりますが、その人数が82名となっております。一番右の下のところですが、昨年度の応募時期の補欠登録者数が59名でしたので、23名の増加となっております。

4歳児につきましては募集定員239名に対して応募人数が70名でございます。補欠登録者はおりません。

今後、3歳児で抽せんを行った園で入園辞退などによりまして定員を下回った場合につきましては、随時補欠登録の順番により繰り上げになってまいります。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○小島委員 3歳児は従前からなかなか厳しい状況が続いて、抽せんの園もかなり多くなって、今

年は去年よりもさらに応募者が増えて倍率も高くなっているということなのですが、この状況に応じてやはり区立幼稚園の3歳児の募集定員を今後も少しずつ増やしていく努力をしなければいけないのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

**○教育政策担当課長** ご指摘のとおり、まだ希望されている方が希望したところに入れていないという状況がございますので、まず今後予定しておりますところと言いますと、麻布幼稚園につきまして改修・増築工事がありますので、そこで平成31年度には3歳児25名の定員増というようなことがございます。今のところ見通しが決まっている部分はそこしかないという状況ですが、あとは施設の状況を見ながらの定員増ですとか、現在3年保育を実施していない園が赤羽幼稚園と本村幼稚園ですけれども、赤羽幼稚園につきましては平成38年度に3歳児の受け入れができるような施設になります。本村についてはさまざま制約がありまして現在実現の目途が立っておりませんが、引き続き検討し、何とか少しでも受け入れ枠が拡大できるように今後努めていければと思います。

**○小島委員** 3歳児の幼稚園に入りたくても入れないということについては、やはり幼児教育が非常に大事だということは国も言っているわけなので、幼稚園に入りたくても入れない子、そういう子を出さないように努力をしなければいけないことは当然なので、この点については私立幼稚園にも協力してもらわないとなかなか進まない案件ですが、ぜひ区立幼稚園と私立幼稚園が一体となって、港区の子どもで幼稚園に入りたい子どもは私立・区立両方が頑張って全員受け入れられるようにしていただきたいと、教育政策担当とほかの課長も一丸となって、さらに努力していただきたいという要望を述べさせていただきます。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

**○山内委員** 今の観点で追加のご質問ですが、例えば4歳児で言うと募集定員を全体で170人ぐらい下回っている形ですけど、その部分はずっと、4歳児そして年長のクラスで言うとそのマイナス170が大体推移していく形と理解してよろしいですか。

**○学務課長** 基本的には園児の数はそれ程変わらないと考えています。

**○山内委員** そうであれば、例えば部屋の間取りの問題など色々ありますけれども、3歳児の受け入れをもう少し増やせば、その入った人たちは4歳5歳ときっとそこで行くでしょうから、逆に4歳児あるいは5歳児の段階での定員の欠けている部分も埋まるわけですし、園によっては3歳児をもう少し増やして4歳児の募集を減らして、うまくバランスとっていくということも今後考えてもよろしいのではないかと思います。そういうことは今後あり得るのでしょうか。

**○学務課長** 教育政策担当の方とも相談させていただきまして、今後丁寧に考えていきたいと思えます。

**○指導室長** 3歳児というのは、担任が見られる幼児の数というのが4歳児と違って限界がございますので、その際には3歳の学級を1学級ずつ増やさないと難しい状況です。施設等も整備しないとそれは実現しても絵に描いた餅で、結局行き届いた教育ができなくなってしまう可能性がございますので、それについては十分な協議が必要だと考えております。

**○山内委員** ありがとうございます。そうだと思いますので、安易に埋めるというよりも、こういう応募状況が続くのであれば、間取りの問題、それから幼稚園の教員の配置のことなども含めて考

えて、よりよい形になっていけばいいのではないかと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 3歳児の募集で今年度、特徴的にこの地区は多くなった、この地域は減ったとか、その理由はこうだとか、何かそういうようなことはあるでしょうか。

○学務課長 昨年と比較いたしまして倍率で考えますと、芝浦、高輪、それから三光の3園が大きく上がっております。逆に港南と麻布については倍率としては下がっている園でございます。理由等につきましては今のところまだ分析し切れておりません。

○小島委員 それによって大分増えたところもありますよね。

○薩田委員 昨年は59人の待機がいたということで、その方というのは1年間を通して、どこかに途中から入れたり、保育園に行ったり、そういう流れの状況というのはどんな感じなのですか。大体4歳児に上がるときに、では4歳で入りますということで、この59人というのは全部解消されているのでしょうか。

○学務課長 12月の時点で59名だったこの数が4月の頭には18名に減っています。繰り上げも当然あるのですけれども、例えば私立の方に流れる方や、あとは転出される方もそれなりにいらっしゃるようで、確認できていない部分もあるのですけれども、大幅に数は減っております。他の区立の幼稚園に行かれる方と保育園に行かれる方、それから確認できていない方も合わせますと、4月初旬には18名という数になっているということしております。

○小島委員 他の区立というのは転居、住所が移転したということですか。

○学務課長 区内の他の区立園に入られた方ということで、希望された園以外のところに流れたということですね。

○教育長 その18名は最終的にどこ行ったのですか。

○薩田委員 私もそこが知りたいと思います。4歳になったときには入れるのでしょうか、そこまで待ったのかどうか。

○学務課長 4月以降、18名いた方がそれぞれ繰り上げで園に入られたりですとか、既に待ちでいなくなってしまうとか、辞退されて今のところは18名全て解消されているということになります。

○小島委員 辞退されて解消されたというのはどういう意味ですか。

○学務課長 すみません、辞退ではなく、転居されたり等でどんどん繰り上がって行って、基本的には全員が入られたという、そのような状況です。

○指導室長 一例として、にじのはし幼稚園で補欠になっていた方がいるのですが、抽選に落ちた時点で縁がなかったということで、その後空きが出たのですけれども、にじのはしには縁がないということで入園せずに、今年の4月に赤羽幼稚園の方に改めて4歳で入ったという事例もございます。

○小島委員 縁がないという。そういうこともあるのですね。

○教育長 4月1日に出て行った人、いなくなった人というのは、転出もあるだろうけど、追跡調査していますか。例えば保育園が空いたので保育園に入ったなど。

○学務課長 申し訳ございません、追跡調査はし切れておりません。

○教育長 応募がだんだん増えているというのは、もしかしたら、本来幼稚園と保育園は全然違うのだけでも、保育園に入りたいのだけと入れないので幼稚園に入ってきているという人たちもいるかもしれない。それがこの幼稚園の3歳児にどんな影響が出ているか、それを見ないと何とも言えません。山内委員が言われたように3歳児の枠を増やすことは、この数字からするとそうなのですが、増やしてしまったけど結局途中でいなくなって空きが出てしまったのではそれはまたおかしな話ですから、分析はしてほしいと思います。

○学務課長 どこまで追えるかということも含めて十分検討させていただければと思います。

○教育長 青南で12月7日追加受付が16名いますが、その人たちというのは当初受付に全然出してないということですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。当初は31名という受付でした。

○教育長 当初受け付けたのだけど、これは抽選になるなどと言って、当初受付をやめて追加受付で青南に行ったのかなと思ったわけです。

○指導室長 ちょうど私立の方で入園ができなかった方が、青南に追加で申し込んだ方もいらっしゃるという話もありますので。私立側が先に全て終わっていますから。

○教育長 ダブルカウントされていないかなと、ちょっとそれが心配で、16名を人で追わないと分からないと思いますが。

○指導室長 公立の中でもそういう方もおそらくはいると予想されます。

○学務課長 申し訳ありません、16名は併願ができる体制になっていますのでダブルカウントされている方もいらっしゃいます。

○教育長 併願ができるのですか。そうすると単純に募集定員マイナス応募人数の合計が補欠というのは違いますよね。

○学務課長 ダブルカウントされていますので、イコールではないです。

○教育長 青南の追加受付16人は、どこかの抽選になる幼稚園の中に入っているということもあるのですね。

○小島委員 可能性がある。ではそういう理解しないとイケませんね。

○学務課長 説明不足で申し訳ありません。ほかの園で補欠登録をしながら青南で当選している方が16名の中にいらっしゃいますので、ほかの園で辞退者が出たときには流れるというそんな問題があります。

○教育長 だから82名の方の中にはダブっている人がいるということですね。

○学務課長 おります。

○教育長 そうすると、待っている人は、二つは選べるのですか。

○学務課長 二つには限らないです。複数選べます。

○教育長 三つということは。

○学務課長 三つということもあります。

○山内委員 そうすると今回は、まず例えば当初受付のところもダブルカウントはあるのですか。

○学務課長 当初受付はダブルカウントはありません。



○山内委員 補欠登録のところに複数カウントのところがあるということですね。

○学務課長 そうということです。

○山内委員 どこにダブルカウントがあって、どこがないのかとか、そこがきちんと明確になっていないと、要は住民のニーズに対してどこまで区として対応し切れているかということが分からないと思います。そういう意味では全体としてどこまで対応できているのか、それからその中の地域としてどこまで対応できているのかというのがきちんと見えるようにする必要があります。それからさらに言えば、先程から出ていたように人数が最終的に減ったから大丈夫ですなのか、それは本当にもっと行きたかった幼稚園のところに希望を満たして行けてたのか、やむを得ずにそちらに行ったのかとか、そこの流れも丁寧に見えるようにしないと、今後の幼稚園・保育園などの将来を展望し、それに合わせてどう整えていくかという戦略も立てられません。やはりこういう数字の扱いはもう少し丁寧にさせていただけるとありがたいなと思います。

○学務課長 分かりました。表記の仕方も含めまして検討させていただきます。

○教育長 82という数字がひとり歩きしているような気がしますね。今、山内委員が言われたように、確かにこれからの我々の施策を考える上でも、分析が必要だと思うし、それをしっかり示せるような、誤解しないような資料をつくってもらいたいと思います。また、分析結果など今後出してほしいと思います。

○学務課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 今まで港区の3歳児の入園に関しては非常に厳しい状態だったのが、この数年定員数を増やしたり色々やって大分改善してきたわけです。ただ、3歳児の厳しい状況はずっと続いていたのですが、今回のこの表を見ますと、にじのはしは地域が限定されているので別として、募集定員と当初受付の人数を比較した場合、募集定員よりも当初受付が少ないのは青南だけですね。私の記憶では、今まで青南はずっと募集定員より当初受付が多かったような気がするのですが、ここはどうしてなのでしょう。何か分析しているのでしょうか。

○学務課長 青南幼稚園は、去年は募集定員44名に対して当初受付だと38名という形で、当初受付では抽せんにはなっておりません。追加受付の場合で今回と同様に抽せんになってございます。その前の28年度につきましても、44名の募集定員に対しまして36名というようになっていきますので、青南はこのところ比較的こういった傾向が続いているというような結果になってございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 生涯学習施設の管理運営の方向性について

○教育長 次に、「生涯学習施設の管理運営の方向性について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 生涯学習施設の管理運営の方向性につきまして、本日付資料ナンバー3に基づいて報告させていただきます。

「報告内容」といたしましては、生涯学習施設において平成18年4月から指定管理者制度を導入していましたが、現指定管理期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。生涯学習施設2施設の指定管理期間満了に伴い、次期指定管理者の選考については資料記載のとおりの方角性いたします。

まず1番「対象施設」でございますが、港区立生涯学習センターと港区立青山生涯学習館といたします。

「指定期間」は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とします。

3番「選考方法」については公募といたします。

4番「施設のグループ化」でございます。対象施設に記載の2施設をグループ化して一括して募集し、一つの事業者を指定管理者候補者として選考いたします。

5の「使用許可権限」です。施設の使用許可などの管理運営に係る事項について自ら判断し意思表示する権限として、使用許可権限は付与いたしません。

6の「利用料金制」でございますが、使用料を指定管理者の収入として収受し管理運営する利用料金制は今回採用いたしません。

甚だ簡単ですがご報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○小島委員 5の使用許可権限と6の利用料金制は従来どおりで変更はないということなのでしょうか。

○生涯学習推進課長 従来どおり変更はございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、ただいまの報告は以上とさせていただきます。

#### 4 スポーツ施設の管理運営の方角性について

○教育長 次に、「スポーツ施設の管理運営の方角性について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 「スポーツ施設の管理運営の方角性について」、本日付資料ナンバー4に基づいてご報告させていただきます。

報告の内容は、スポーツ施設においては平成18年4月から指定管理者制度を導入しておりますが、現指定管理期間は同じく平成26年4月1日から31年3月31日までとなっております。スポーツ施設10施設の指定管理期間満了に伴い、次期指定管理者の選考について資料記載のとおりの方角性いたします。

項番1「対象施設」でございますが、資料に記載のとおり港区スポーツセンターほか10施設を対象施設といたします。

項番2「指定期間」については平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

3「選考方法」は公募といたします。

4「施設のグループ化」、上記1の10対象施設をグループ化して募集をかけます。

5番「使用許可権限」は、こちらも付与いたしません。

6番の「利用料金制」でございますが、こちらは利用料金制を採用する予定でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○**小島委員** 先程の生涯学習館のときは利用料金制は採用しません、こちらのスポーツ施設には利用料金制を採用しますというのですが、このスポーツ施設に利用料金制を採用しますというのは今回初めてでしょうか。

○**生涯学習推進課長** こちらも従来から変更なく、今までも利用料金制を使っておりました。

○**小島委員** そうすると先程の利用料金制をとらないのと、ここの採用するのと、どのような違いでそうなるのでしょうか。

○**生涯学習推進課長** 利用料金制を採用するというのは利用料、使用料を指定管理者の収入として収受して管理運営を行っていくのですが、スポーツセンター等のスポーツ施設につきましては収入が管理料を上回るのので、企業努力によって収入をもっと上向かせようということで色々なノウハウを活用できる形になるのですが、生涯学習施設については使用料の収入が管理運営費より少なくなってしまうので、赤字になってしまうということから、利用料金制は採用しないということとしております。

○**小島委員** 対象施設をグループ化しますというのは今回初めてでしょうか。

○**生涯学習推進課長** こちらも従来からグループ化しております。

○**小島委員** 分かりました。10もある施設を一つの業者に指定管理させるのがいいのかどうかという点はどうでしょうか。

○**生涯学習推進課長** 全ての施設を同じ事業者運営いただくということでは効率化が図られるという点と、また一つ一つの施設を違う事業者が管理することになると、先程の利用料金制のところ収入が多いところと少ないところのばらつきが出てしまうので、グループ化するという点で考えております。

○**小島委員** 分かりました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

この1の(7)愛宕弓道場はいつまででしたか。

○**生涯学習推進課長** 現時点で土地をお借りできているのが来年度の31年3月31日までになります。

○**教育長** そうすると、ここで対象施設に挙げているのと指定期間の関係ではどう理解すればいいですか。

○**生涯学習推進課長** 愛宕弓道場がこの5年間ずっと続いていくかどうかというのは今の時点では分からないこととなりますので、基本協定書の中では愛宕弓道場については区の指定する期間管理運営すると記載し、管理について協議した上で毎年度協定を結んでいくことを考えております。

○**教育長** 現実には31年4月1日には存在しないこともあり得るわけで、それをこういう形で記載していいのですか。

○生涯学習推進課長 愛宕弓道場という名前がそのまま使えるかどうかも含めまして、今後、公募要項等をつくる際に企画部門と調整しながら考えていきたいと思えます。

○教育長 教育委員会報告なので、事前に区長部局の指定管理制度を担当しているところと調整したと思うのですが、今質問した件については区長部局の方はどう言っていますか。過去にあったかどうか分かりませんが、途中で終わってしまうというのはケースとしてはあり得るでしょうか。

○生涯学習推進課長 やはり基本協定と年度協定書の中でうたっていくことになると思えます。そういった可能性があるということをもまず基本協定書に書かせていただいて、年度のところでは確定したものを書いていくような形で現時点では調整しております。

○教育長 31年4月1日には基本的にはない施設ではないですか。それをあたかもあるかのよう

に記載してある。  
4月1日契約では、今の説明はおかしいのではないのですか。

○生涯学習推進課長 この公募をする段階では愛宕弓道場はありますので、それを引き続き延長できるかどうかというのも公募の時点ではまだ分かっていないというところでは載せざるを得ないので。

○教育長 ないというのが前提ではないのですか。

○生涯学習推進課長 ないということではまだ決まっていませんので。

○小島委員 31年以降も引き続き借りられるという予想のもとにやっているのですね。だからそこを注記するか何かしたらいかがですか。

○教育長 そもそもこのままではおかしいですよ。今説明があったところが何ら書かれていないので。

○生涯学習推進課長 愛宕弓道場という名前を出してはいけないという話にはなっていません。先程の協定のところの話はしていたのですが、庁議に関してはまた調整させていただきます。

○教育長 基本的には我々としては継続、31年4月1日以降もあの場所に弓道場があって利用してもらいたいという思いはありますが、今現在の契約では31年3月31日で終わりとなっています。思いと終わりというのは違いますので、これはあくまで終わりという前提でつくらないといけないと思えます。

○小島委員 31年度以降も借りられるだろうというある程度の思いがあるのでこう書いてある。だから、何か注記等で解決できないですかね。

○教育長 いずれにしてもこのままだとちょっとおかしいと思えますので、仮にあった場合ということ、あるいはその前段での、公募の期間は30年度中だからあるかどうか分かりませんが、それを含めて、その後の31年度に入ってからあるかもしれないのでその部分を踏まえて公募しないといけないということですよ。だからその辺を注記なりで分かるように書いておかないと、と思えます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、こちらの報告は以上とさせていただきます。資料調整を再度させていただきます。

## 5 図書館の管理運営の方向性について

○教育長 次に、「図書館の管理運営の方向性について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 報告事項5「図書館の管理運営の方向性について」でございます。教育委員会資料ナンバー5をご覧ください。図書館の管理運営の方向性についてでございます。区立図書館では平成21年4月から順次指定管理者制度を導入しまして、現在は6施設におきまして指定管理者による運営をしております。現行の指定期間は平成31年3月31日までとなっております。指定期間の終了に伴いまして、次の5年間の指定管理事業者を公募して改めて選定するものでございます。そういった方向性について記載をさせていただいております。

「対象施設」は1番の(1)から(6)までの6施設でございます。

「指定期間」につきましては31年4月1日から36年3月31日までの5年間。なお、※で書いてございますが、平成33年度には三田図書館は現在地から芝五丁目複合施設へ移転を予定しております。そのためどの時点で移転するのか未定の部分もございますので、括弧書きとして「新図書館への移転時に必要な基本協定・年度協定の変更協議を行う予定です」ということで記載をさせていただいております。

3番「選考方法」は公募でございます。

4番は、グループ化します。

5番としましては、使用許可権限は付与しない、6番の利用料金制については採用しないということについては変更はございません。

以上、雑駁ではございますが方向性についての報告とさせていただきます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

もう分かっているので、複合施設も所在地を書いておいた方がいいのではないですか。

○図書・文化財課長 住所の何丁目何番までなら書けると思います。

○教育長 よろしいですか。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

## 6 平成30年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○教育長 次に、「平成30年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」説明をお願いします。

○指導室長 港区立学校の校長・園長への依頼事項でございます「平成30年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」案を作成しましたので、ご報告させていただきます。

表にございますように、幼稚園入園式・小中学校入学式につきましては、平成30年4月10日、4月6日、4月9日の午前ということでございます。

幼稚園修了式・小中学校卒業式につきましては、平成31年3月14日、3月22日、3月20日ということで依頼をさせていただきます。来賓等の関係があるので、例年こちらが変わることはほぼありません。

なお土曜授業につきましては、これまで第1・第3土曜日を原則として行ってまいりました。そ

の際17回3時間の51時間を確保するというような目標でやっていたのですが、今回はカレンダーの関係で、今のところ第1・第3を原則としますと16回ということでございます。なお、これらにつきましては働き方改革の観点もございまして、時数の確保と土日の部活動についての負担感、そういったものもありますので、これを原案として、学校の方で校長が最終的には決定していくものです。これにつきましては12月14日に港教育連絡会で話させていただいて、今後調整を図りながら、進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いします。

○小島委員 小学校の卒業式が平成31年3月22日金曜日となっているのですが、今年度の小学校の卒業式のときに言ったのですけれども、私の頭の中にはいつも、小学校の卒業式というのは3月25日だという頭があるので、何か1日2日授業日が足りないのではないかという気がするのですが、25日ではいけないのでしょうか。

○指導室長 いけないということはございませんが、修了式の日程の関係で、そうしますと卒業式が終わって修了式ということができなくなってしまいますので、どうしても前に卒業式をやりたいという学校の希望の関係でこうなってしまうというのが現実的でございます。

○小島委員 分かりました。卒業式の次の日に修了式をやるとというのが慣行になっている、それで、その修了式が25日にしないといけないと。

○指導室長 学期の関係がございまして。それとともに、小中一貫教育ができた関係でそこもまた複雑に絡んできますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

土曜授業のところで話があったように授業数を確保しないといけないではないですか。そうすると、今回は祝日の関係でどうしてもこうなるのだけど、それは各学校単位で、どこかで平日を延ばしたりするわけですか。

○指導室長 やり方としましては、この指定している日にお祭りがあつたり地域行事がある場合は第2・第4に入ってまいりますので、そういった形で第2土曜日入れたりですとか、そこも協議なのですけれども給食が土曜日に入れられるようであれば、土曜日に6時間やるとそれはもう一回で2日分、土曜日2回分になるとか、色々な工夫の仕方は制度さえうまくいけばできますので、平成31年度から小学校は港区と同じ時数にどこの学校も全国的になります。そういったことを考えると今後流動的に、さまざまな働き方改革も含めた検討が十分必要かなとは思っているところでございます。

○教育長 いずれにしてもどこかでその確保をしなくてはいけないということですね。

○指導室長 はい。確保はしてまいります。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

7 後援名義等の11月使用承認について

8 生涯学習推進課の11月事業実績について

9 生涯学習推進課の11月の各事業別利用状況について

## 10 図書館・郷土資料館の11月行事実績について

## 11 図書館の11月利用実績について

○教育長 次に、「後援名義等の11月使用承認について」「生涯学習推進課の11月事業実績について」「生涯学習推進課の11月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の11月行事実績について」「図書館の11月利用実績について」、この5件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件についてご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、そのほか、何かありますでしょうか。

○指導室長 平成29年8月8日の第8回教育委員会定例会におきまして、特別支援学級等の教科書採択について行っていただきました。その件につきまして、資料の中で各小学校から上がってきた希望している教科書を転記する際に記載ミス及び抜け落ちてしまった教科書がございましたので、これについて改めてご報告をさせていただきます。なお、趣旨としましては学校の意向と教科書の内容についてということで、皆様からご賛同いただいた内容と変わりませんので、改めて採択というよりも資料の修正でお許しただけならと思っているところでございます。

1ページ目のところの一番上に載ってございます小学校の特別支援学級のものについては理科のものが抜け落ちていたということと、『生活図鑑「生きる力」を楽しく磨く』という本が抜け落ちていた。それから2点目が、小学校特別支援学級の図鑑の表記に若干誤りがあったということです。さらに中学校側につきましても、「日本」と「世界」という表記の部分で誤って記載してしまったということでございます。教育委員会資料として正規なものとして書き直させたものをさらに2枚添付させていただいております。

○教育長 ご質問ありますか。よろしいですか。

○指導室長 申し訳ございませんでした。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を12月28日木曜日、午後4時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前12時09分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐